10–(1)	MEG(モノエチレングリコール)への関税の期間限定免除
要望の視点	2.復興
規制の 根拠法令	関税法・MEGへの関税が主要輸出国に対して5.5%で設定されている。
要望の 具体的内容	東日本大震災の被害により、国内MEGの生産能力は80%以上が失われ、結果としてユーザー並びにサプライヤーは稼働継続のために同品の緊急輸入を余儀なくされた。通常はMEGの輸入実績はなく、輸入に相応しいインフラが整っていないため、輸入に伴う物流経費が嵩んでいる。輸出余力のある国(サウジ、台湾、韓国)からの輸入には5.5%もの高率関税がかかる。当社は緊急輸入経費に加えて関税の支払いには耐えられないため被災メーカーが復旧するまでの期間限定で関税免除をお願いする。
規制の現状と 要望理由	MEGは平時であれば国内供給量が需要量を越えており、海外からの輸入実績はほぼゼロである。この点で関税による国内MEG産業保護は極めて有効に作用している。今回、当社を初め輸入を余儀なくされたのは、震災によって国内の供給が一度に80%も失われたことによるものであり、国内MEGのマーケットを根本的に揺るがすものではない。また、MEGの国内生産が復旧した場合はコスト面から輸入を継続する可能性はほとんどなく、その点で、関税収入の発生も復旧までの期間に限定される。このように、MEG産業保護の観点、ならびに、関税収入の継続性の観点からも、震災によってコスト高を余儀なくされている当社初めとしたユーザーサイドが期間限定で関税免除を受けることは妥当である。 注)震災による鹿島地区の稼動停止、川崎地区での稼動低下により供給量は70%減。他地区での法定点検による定修と合わせ供給量は80%減となった。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 通商政策局 通商機構部、財務省 関税局